5: 6: 7:

8:

9: 10: 11: 12: 13: 14: 15:

16:

17: 18: 19: 20: 21: 22:

23:

24: 25: 26: 27: 28: 29: 30:

31: 32: 33: 34: 「ドメイン名登録者の意図しないドメイン名移転」に関する対応状況について

- 全指定事業者に対して、ドメイン名移転の登録者本人への意思確認を適切に 行うよう注意喚起
- 全指定事業者に対して、以下の対応を要請
 - 移転元(指定事業者変更元) 指定事業者に該当する場合 ドメイン名移転時・指定事業者変更時に行う登録者の意思確認において、登録者から明示的な意思表示(承認・不承認)を得ること___
 - : 登録者から回答が得られない場合、JPRSへの回答は、原則「不承認」 とすること
- ドメイン名移転申請や指定事業者変更申請について、登録者へ手続き方法 を適切に周知すること
- JPドメイン名登録者に対する注意喚起·啓発活動の強化
 - 指定事業者からの連絡を正しく受け取れるよう、届け出ている連絡先 情報を常に最新に保つこと
 - 指定事業者からドメイン名登録に関する連絡があった場合には、必ず 内容を確認の上、必要な対応を行うこと

以上